

業務指示書

メキシコ国自動車産業人材育成プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月24日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年6月29日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員になれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業技術教育に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／自動車産業技術教育）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：産業技術教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：メキシコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 自動車産業連携】

- 1) 類似業務の経験：自動車関連業界での人材育成に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：メキシコ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 5S・カイゼン】

- 1) 類似業務の経験：品質生産性向上に関する技術教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：メキシコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 品質管理】

- 1) 類似業務の経験：品質生産性向上に関する技術教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年7月10日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき

- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
 - (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
 - () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MXN1 =8.093 円 , US\$1 =123.96 円 , EUR1 = 135.33円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 7月16日(木) 9:30～12:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 2階 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／自動車産業技術教育

自動車産業連携

5S・カイゼン

品質管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

72.95 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年7月28日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

プロポーザル評価表
メキシコ国自動車産業人材育成プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／自動車産業技術教育	(19.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	7.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	4.00
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 自動車産業連携	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 5S・カイゼン	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 品質管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

メキシコは北米・南米市場へのアクセス、比較的優良且つ低コストの労働力及び世界各国との自由貿易協定（FTA）ネットワークを有しており、自動車生産拠点としての重要性が近年益々高まっている。2013年の自動車生産台数は293万台（世界第8位）、輸出数は242万台（世界第4位）に達した。今後も生産拡大が期待されており、メキシコ自動車産業界の予測では2019年には生産台数が430万台規模に拡大するとしている。我が国の自動車メーカー（日産、ホンダ、マツダ、トヨタ、日野自動車、いすゞ）がメキシコ内に生産工場を有し、北米市場をメインターゲットにメキシコ国内市場及びブラジル等南米市場向けもあわせた生産拠点として事業を拡大している。特に近年はバヒオ地域¹と呼ばれる中央高原諸州への投資が集中しており、2013～4年には日産（アグアスカリエンテス州）、ホンダ、マツダ（いずれもグアナファト州）が新工場の操業を開始し、これに合わせて日系部品メーカーの進出も拡大しており、集積が進んでいる。

日系企業が現地で事業を行うためには、日系企業の生産現場で活躍できる技術者や技能者の確保が必要であるが、現地の産業人材の教育・訓練機関が輩出する人材は日系企業が求める水準に達していない状況にあり、カリキュラムや教育内容を改善する必要性が指摘されている。特に比較的人材需要の大きい工業高校卒業資格を持つテクニシャンレベルの育成において、日系企業のものづくりの考え方を理解し、将来的に製造現場の中心的な役割を担っていくことが期待できる素養・技能を習得した人材が求められている。

これら3州では最近の自動車産業界の集積を背景に自動車関連産業界からの人材需要が今後更に拡大していくと考えられる。かかる状況を踏まえ、メキシコ政府は、教育・訓練機関と自動車産業界の連携を強化して自動車産業界のニーズに則した人材育成を図るべく、我が国に対し技術協力による支援を要請した。当機構は、2014年8月に詳細計画策定調査（第1次）、同年10月に詳細計画策定調査（第2次）を行い、国立職業技術高校（Colegio Nacional de Educación Profesional Técnica、以下 CONALEP）を対象に、産業界のニーズを反映したカリキュラムの開発、教員養成、企業実習の拡大等により、新たに「自動車製造コース」を開設して、自動車産業界の求める素養と技能を備えた人材育成を行うプロジェクトの枠組みについて合意し、今般実施の運びとなったものである。

2. プロジェクトの概要

（1）上位目標

対象3州²において日系企業を含む自動車産業界の人材ニーズに対応した技能者（テクニシャンレベル）³が輩出される

（2）プロジェクト目標

モデル技術高校⁴において、日系企業を含む自動車産業界の人材ニーズに対応した技能者が育成され、対象州において、その教育改善手法を拡大する計画が策定される。

¹ バヒオ地域とはアグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケタロ州、ハリスコ州（一部のみ）を指す。

² 対象3州とはアグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケタロ州を指す。

³ テクニシャンレベル技能者とは工業高校卒業資格（Professional Technical Bachelor）を有する卒業生を指す。

⁴ モデル技術高校とは J. Refugio Esparza Reyes 校（アグアスカリエンテス州）、Irapuato 校及び Celaya 校（グアナファト州）、San Juan del Rio 校（ケタロ州）の4校を指す。

(3) 期待される成果

成果1：モデル校においてプロジェクトの実施体制が構築される。

成果2：既存コースで実施する自動車産業向けテクニカルトラック⁵（選択科目）及び新たに開設する自動車製造コース⁶のカリキュラムが作成される。

成果3：自動車製造コースを指導する教員を育成するコア教員の能力が強化される。

成果4：モデル校でテクニカルトラック及び自動車製造コース（パイロットコース）が実施される。

成果5：モデル校と自動車産業の連携が強化され、その経験が対象3州内で共有される。

(4) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1) 対象州における産学官連携の実践の現状を共有する。
- 2) モデル校の連携委員会において自動車産業部会を形成する。
- 3) コア教員を選定し、モデル校に配置する。
- 4) 対象州及びモデル校の連携委員会での活動計画を作成する。
- 5) 活動計画を関係者間に共有し、各機関の役割、スケジュールを確認する。

【成果2に係る活動】

- 1) カリキュラム検討委員会を組成する。
- 2) 自動車関連企業に対するニーズアセスメントを実施する。
- 3) 現在の関連科目のカリキュラム、指導案、教材、評価ツールをレビューする。
- 4) 企業ニーズアセスメントの結果に基づき、協力企業と職業能力基準を確定する。
- 5) 職業能力基準に基づき、カリキュラム、指導案、教材、評価ツールを策定する。
- 6) カリキュラム指導案、教材、評価ツールを CONALEP 中央で承認する。
- 7) 策定されたカリキュラムを協力企業とともに評価する。
- 8) 評価結果に基づき、カリキュラム、指導案、教材、評価ツールを改訂する。

【成果3に係る活動】

- 1) コア教員の研修計画を策定する。
- 2) 日本人専門家により研修計画に沿ってコア教員に対する講義・実習研修を行う。
- 3) コア教員の習熟度を評価する。

【成果4に係る活動】

- 1) コア教員により、モデル校の他教員へ自動車製造コースを指導するための技術指導を実施する。
- 2) モデル校での自動車製造コース実施に必要な実習機材を整備する。
- 3) コア教員及び他教員により、自動車製造コースを段階的に運営する。
- 4) 自動車関連企業への工場見学、企業実習、モニタリング計画を策定する。
- 5) 計画に基づき、工場見学、企業実習、モニタリングを実施する。
- 6) 実施されたコースの評価、分析を行う。

【成果5に係る活動】

- 1) 自動車関連企業への工場見学、企業実習先を拡大する。
- 2) 連携委員会による就職支援活動（ジョブフェア、学生データベース提供）を実施する。
- 3) 州、モデル校での連携委員会による実践を活動報告書に取りまとめる。
- 4) 作成された報告書を対象州内の他の CONALEP 及び教育機関と共有する。

⁵ テクニカルトラックとは3年間の高校卒業資格コースの2年次及び3年次に履修する選択科目のことを指す。

⁶ 自動車製造コースとは自動車関連産業への就職に必要な技能を習得する3年間の高校卒業資格コースを指す。

- 5) コア教員による対象州内の他の CONALEP 及び教育機関の教員への技術指導計画を策定する。
- 6) 自動車製造コースの普及マテリアル (DVD、マニュアル) を作成する。
- 7) 作成されたマテリアルを対象州内の他の CONALEP 及び教育機関に配布する。

(4) 対象地域

アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州及びメキシコ州
グアナファト州の CONALEP Celaya 校を拠点とする。

(5) 関係官庁・機関

CONALEP、アグアスカリエンテス州政府、グアナファト州政府、ケレタロ州政府

3. 業務の目的

「メキシコ・自動車産業人材育成プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2015 年 5 月 28 日に当機構がメキシコ側関係機関と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 「日本型ものづくり」の考え方、手法を取り入れた技術教育

本プロジェクトの詳細計画策定調査では対象 3 州の日系自動車関連産業の人材ニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて、プロジェクトが支援する自動車製造コース及び自動車関連産業への就職に向けたテクニカルトラック (選択科目) の内容を以下のとおり整理し、メキシコ側と合意している。

① 「ものづくり」の精神

基本的態度、行動パターン、躰

5S、5つのなぜ (問題解決手法)、安全

② 汎用的管理技術

品質管理 (ポカ除け、統計的品質管理)、カイゼン

③ 要素技術の基礎

製造技術 (測る、削る、曲げる、磨く、締める、など)、図面の読み方、工具の取り扱い

また、産業界からの意見として、求める人材は「確かな基礎を持った人材、入社後すぐに技能を取得できる真っ白な人材⁷、物事の原因を分析し、問題解決ができる人材」であり、製

⁷ 「真っ白な人材」とは、就職先に入社後すぐに社内訓練で技能を習得することができる人材のことを指し、教育・訓練機関等で中途半端な技能を習得した人材は入社後に直さなければならないので求めず、自社で一から確かな人材育成をしたい、との考え方。その基礎となる日本型製造業の基本的な素養、5Sの心、躰などを教育・訓練機関でしっかり指導された人材を採用すれば、企業がその段階から新入社員教育をするが必要がなく、企業にとって即戦力として、入社後すぐに次の段階の訓練を実施できる、との期待がある。

造技術については、「高度な機材を使った指導は訓練・教育機関の設備が追い付かないので無理に対応する必要はなく、就職してから就職先で訓練を受ければよい」との考え方に立ち、自動車関連産業の品質管理や継続的カイゼン等の全社的な取り組みに、入社後すぐに対応できる確かな基礎技能を備えた人材が求められている。これらに加えて、教育内容や身に付けるべき素養・技術が実践的であること（例えば、品質管理やカイゼン等の管理技術（ツール）を、手と頭を動かして実際に使って（書いて）、チームで話し合っ問題解決に至るアプローチや考え方を体感、経験すること）が求められている。

また、生徒へ指導する技術の内容や水準は、就職先として OEM から Tier2 まで幅広い自動車関連産業で活躍できる汎用的な技能として、Tier1 レベルの製造現場に求められる技能に合わせて教育コースを設計すること等がメキシコ側との間で確認されている。

本プロジェクトではこれらを基本思想として、新たに開設する自動車製造コースのカリキュラム、指導案、教材等の作成を支援し、教員の育成、実習機材の整備及び企業実習の拡充を支援する。

（２）日系自動車産業との連携

本プロジェクトは自動車関連産業界のニーズに応える人材を育成するために、産業界と密接に連携して CONALEP の教育内容の改善を支援する。産業界のニーズを教育内容に反映させる仕組み作りや、教員及び生徒が産業界の実情とニーズを理解できる活動の組み込み、生徒の実技能力を向上させる企業実習の機会提供など、CONALEP と産業界との連携活動を拡大させていく。特に、対象３州で事業を拡大している日系自動車関連産業は最大の人材需要先であること、また、日系企業の人材育成のノウハウを本プロジェクトで活用することが期待できることから、日系自動車関連産業との協力関係を構築し、連携してプロジェクトを実施していくこと。

（３）産業界のニーズが教育内容に反映する仕組み

メキシコの技術教育においても教育・訓練機関と産業界との連携の取り組みが行われており、ドイツが協力するデュアルシステム（ドイツを発祥とする、技術高校で理論を学び、企業で実践を学ぶ、二元的教育制度）の拡大が進められている。また、州レベルでの産学官連携委員会が組成され、訓練・教育機関においても産業連携担当を設けて取り組んでいる。しかしながら、教育内容・指導方法に関しては、企業との連携はあまり行われていない。本プロジェクトでは、産業界のニーズを CONALEP の教育内容に反映させる仕組みとして、産業界からも参加する「カリキュラム検討委員会」を組成し、教育内容を検討していく。

（５）実習機会の拡充

メキシコの技術教育について産業界からは実技指導の不足が指摘されている。教育・訓練機関では実習機材が不足し、十分な実技指導が提供できていない状況にあり、その対応策としてデュアルシステムが導入され、企業における実習が拡大しているが、一方で、教育・訓練機関で行われる基礎技能の指導では依然として実技面の不足が課題となっている。

本プロジェクトでは、例えば品質管理等の管理技術の指導にも実習を取り入れる、また、要素技術の基礎の実習指導として、本プロジェクトで実習機材を整備し、精度の高い技能を修得できるようにする等実習機会を拡充を図る。

なお、現在行われているデュアルシステム等の企業実習は、教育・訓練機関の実習機材不足を補う方法として有効な方法であることから、現在の制度をベースに産業界との連携を強化し、実習受入れ先を増やすなどし、企業実習内容を一層効果的なものにする等実習機会と効果の拡充を図る。

(6) 参考となる優良事例

対象3州の先駆的な成功事例としてアグアスカリエンテス州で実施されている日産スクール (Escuela Nissan) の教育制度がある。また、対象州は異なるが、産業人材育成分野の技術協力プロジェクトの参考事例として「メキシコ・プラスチック成型技術人材育成プロジェクト (2010年～2014年)」があり、これらは本プロジェクトの人材育成の参考となる事例であることから、成功要因や教訓等活用できる点を本プロジェクトへ取り入れること。特に日産スクールに関しては協力関係を構築して情報交換しつつ本プロジェクトを進めること。

(7) 自動車製造コースの新設及び既存の教育コースのテクニカルトラック (選択科目) への導入

本プロジェクトでは、モデル校に新設する自動車製造コースを構成する科目・教育内容をモジュール化し、モジュール毎にカリキュラム⁸、指導案、教材、評価ツール (これらをあわせて Plan de Estudio と呼ぶ) の作成と、授業を担当する教員の育成を実施していく。

作成するモジュールは既存の教育コースの教育内容としても活用できるものであり、特に、CONALEP の教育制度の特徴として、教育コースの2年次及び3年次にテクニカルトラックと呼ぶ選択科目の履修が設定されており、その内容は教育コース実施校の判断によって柔軟に変更することができるため、本プロジェクトで作成するモジュールを活用して、容易に教育内容の改善を実施することができる。

本プロジェクトでは自動車製造コースの準備をモジュール単位で進めつつ、並行して、作成されたモジュールを活用して、自動車製造コースの開設よりも先行して、既存の教育コースのテクニカルトラック (選択科目) を実施し、教育内容の改善を促進することを予定している。

上記をふまえ、自動車製造コースのモジュールを開発する順序は、産業界のニーズが高く、既存の教育コースへの導入が可能なモジュールを先行して作成するように計画すること。

(8) 拡大していく仕組みづくり、コア教員の育成

本プロジェクトではモデル校での自動車製造コース開設・実施を支援し、その教育内容・手法を対象州内へ拡大していく計画作成を支援する。対象州内への拡大は本プロジェクト終了後にメキシコ側が独力で実施することを想定している。

メキシコは連邦制であるため、教育制度も州毎に運営されている。CONALEP は連邦公共教育省の産業技術教育局下の独立行政法人として全国ネットワークを持っており、カリキュラムについては CONALEP 中央が一元的に開発・管理している。一方で、教員育成は各州政府下で実施されており、一元的な教員養成機関等は存在しない。本プロジェクトでは、プロジェクトの成果をモデル校以外へ拡大していくため、教員を養成する教員として「コア教員」を育成し、自動車製造コースを担当する教員を指導していく仕組みを構築する。

コア教員は対象3州合計でのべ30名とし、プロジェクト開始前にメキシコ側が候補者として45名を選抜し、専門家の助言を得て30名へ絞り込む。なお、コア教員の選抜にあたっては、モデル校での自動車製造コース授業を担当する教員であれば、必ずしもモデル校在籍教員である必要はない。

⁸ メキシコでは「指導概要 (日本でいうカリキュラム)、指導案、教材、評価ツール」を合わせたものをカリキュラム (Plan de Estudio) と定義し、教育コースを開設するためには一式を作成することが必要となる。本指示書においては、日本のカリキュラムの定義に合わせ、「カリキュラム、指導案、教材、評価ツール」をメキシコが定義するカリキュラム (Plan de Estudio) とし、「指導内容」と呼んでいる。

	候補者	選定後
①「ものづくり」の精神及び②汎用的管理技術	30名	20名
③要素技術の基礎	15名	10名

なお、コア教員については、現状、何らインセンティブがなく、コア教員が CONALEP に在籍し続けることを確保するためには、新たに何らかのインセンティブ制度を設ける必要があると考えられることから、メキシコ側と共に制度の検討を行うこと。

(9) コア教員等の能力基準の設定と評価

自動車製造コースのモジュール毎の指導内容（指導案と教材等）の作成にあわせて、コア教員及びコース担当教員が身につける能力基準（到達目標レベル）を設定し、これにあわせてコア教員の研修計画を作成し、指導を実施する。ここで設定する能力基準は既存の技能資格等を参照できるようにすること（例えば、日本の〇〇技能資格相当、など）。また、コア教員が指導する、自動車製造コースを担当する教員についても、同様に能力基準を設定し、コア教員による研修計画作成と指導を実施する。コア教員及びコース担当教員に対する研修実施時には、これら能力基準に従い、技能レベルの達成度の評価を行う。

(10) 現地リソースの活用

プロジェクトの成果が現地で継続・発展することを促進するため、現地リソースを積極的に活用すること。例えば、人材育成に関してもメキシコには日系自動車関連産業での勤務経験があり、「日本型ものづくり」の考え方を理解し、メキシコ産業界の問題点を指摘して指導できる人材が存在する。これらの人材がプロジェクト実施中、実施後を通じて継続的に人材育成に関わることは有効と考えられる。

また、現地の日系企業の中には資機材の販売だけでなく資機材の使用法の研修プログラムを提供している企業があり、そのプログラムをコア教員育成の研修に活用することも有効と考えられる。

これら現地リソースを活用したプロジェクト実施について、現段階で考えられる活用法があれば、提案内容に含めること。

(11) 各州政府との関係

メキシコは連邦制であるため、対象3州のプロジェクト運営に関しては、州政府が重要なステークホルダーとなる。本プロジェクトに関して3州政府へ十分な情報共有を行いつつ、計画や活動内容について合意形成して進めること。

(12) コア教員への研修実施方法

本プロジェクトでは、対象3州の1カ所にプロジェクトオフィスを設置し（現段階ではグアナファト州 CONALEP Celaya 校を候補としている）、コア教員の研修は対象3州を巡回するかたちで3州のコア教員を1カ所に集めて実施することを予定している。研修場所は各モデル校を想定しているが、モデル校だけに限定するものではない。かかる考え方を踏まえてコア教員を育成する活動を検討すること。なお、コア教員が研修場所へ移動する旅費はプロジェクトからは負担しないことが合意されている。

(13) プロジェクトの成果がモニタリングできる制度づくり

メキシコでは卒業生の進路を追跡する制度が整っておらず、卒業生の就職状況や進学状況を確認する方法が存在しない。このため、教育・訓練機関の教育内容が産業界のニーズに対応できているかを確認できず、教育内容の改善につながらない一因となっている。

プロジェクトの成果確認の観点からも、卒業生の進路と就職先の把握及び就職先での評価

が重要であることから、本プロジェクトでは、自動車製造コースの卒業生の進路を追跡する制度を構築する。各モデル校のコースを継続的にモニタリングできる制度を検討し、将来の自動車製造コースの拡大にあわせて進路追跡制度も拡大できるようにすること。

(14) 自動車産業基盤強化プロジェクトのとの連携

メキシコ自動車関連産業を対象とする技術協力プロジェクト「自動車産業基盤強化プロジェクト(2012年～2015年)」が、ケレタロ州、グアナファト州、ヌエボレオン州を対象に実施されている。同プロジェクトでは、カイゼンサポートサービスを通じて、自動車関連産業の企業内人材の現場での育成を通じた競争力の強化を目指している。本プロジェクトとは相互補完の関係で相乗効果が期待できることから、十分に連携して実施すること。

(15) プロジェクトのフェーズ分け

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第1フェーズ：2015年7月～2017年3月
- ・第2フェーズ：2017年4月～2018年9月
- ・第3フェーズ：2018年10月～2019年12月

このため、第1フェーズ及び第2フェーズの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、第2フェーズと第3フェーズの契約期間分けについては、上記に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間を、理由を付してプロポーザルにて提案することとする。

(16) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、G/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方G/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることにする。

(17) 広報活動

本プロジェクトに関して、自動車製造コースの教育内容、自動車関連産業との連携活動の実績、プロジェクトの成果等をメキシコ、我が国、さらには第三国の関係者に正しく理解してもらえるよう、視聴覚教材やウェブサイトの活用も含め効果的な広報に努める。また、プロジェクト実施期間中においては、教育内容改善の進捗や自動車製造コースの実施状況等プロジェクトの活動の進捗を自動車関連業界へ告知する。

その他、国内外の会議等の場で本プロジェクトの進捗状況や成果をJICAがプレゼンテーションする際には、データの提供や資料の作成に協力すること。

6. 業務の内容

【第1フェーズ：2015年7月～2017年3月】

<共通事項>

(1) ワーク・プラン(第1フェーズ)の作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査の報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を

把握し、メキシコにおけるこれまでの工業分野の協力に関する報告書等、日本国内で入手可能な資料を整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、実施工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（Monitoring Sheet I & II を含む）（第1フェーズ原案）（和文）に取りまとめる。

同ワークプラン原案を基に、メキシコ側関係者と協議及び意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。なお、現地関係者との協議においては、西語版を用意すること。

ワーク・プランについては、上記意見交換と、以下に示す「ベースライン調査」及び「人材育成ニーズ調査」を踏まえた上で、その修正版を作成し、JICAの確認を得たうえで、メキシコ側関係者と協議、意見交換し、ワーク・プラン（Monitoring Sheet I & II “Ver. 1” を含む）（第1フェーズ）として取りまとめ、合意することとする。

協議の結果、R/Dの変更が必要な場合は、R/D変更案及びその変更を反映した Monitoring Sheet “Ver. 1”（案）を作成して JICA へ提出し、JICA による内容確認後、R/D 変更し、Monitoring Sheet “Ver. 1” を作成する。

（2）ベースライン調査の実施

詳細計画策定調査で収集した基礎的情報のうち不足している情報の収集及びプロジェクト評価時にプロジェクト実施前後のデータ比較を行うための基礎情報の収集を目的としたベースライン調査を実施する。なお、成果1関連の活動として自動車関連企業を対象として「人材育成ニーズ調査」を予定しており、本調査と調査対象が重なることから、両調査の実施時期及び方法を調整して一つの調査として実施すること。

なお、ここでいう基礎情報とは、プロジェクト開始時点の対象3州の自動車関連産業へ就職する教育コースの実施状況、モデル校の卒業生の進路、モデル校卒業生に対する自動車関連企業からの評価、コア教員の指導能力、モデル校と自動車関連産業との連携活動の状況等、本プロジェクトの成果やインパクトをモニタリング・評価するために必要となる基礎情報の事を指し、調査結果をもとに、必要に応じてPDM上の指標を修正し、プロジェクト開始時点のベースライン値の確認と目標値の設定を行う。また、これら指標の変化を定期的に調査する。

（3）カウンターパート研修

本業務では、カウンターパート研修として、コア教員等を対象とした本邦における研修員受入事業を本業務に包括して実施する。カリキュラム作成、教材作成、講師手配、講義の実施等は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」（2014年4月）に基づき実施する。

現時点ではプロジェクト期間内に3回実施することを想定しており、日本における自動車関連産業への就職を想定した技術者・技能者の育成等に関する知識を深めることにより、メキシコにおける技術移転の効果を一層高めることを目的としている。

これらカウンターパート研修については、コンサルタントの知見や経験に基づき、内容の提案をプロポーザルにて行うこと。

（4）プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1フェーズ契約の2016年3月及び終了時において、当該時期までのプロジェクト活動をプロジェクト業務進捗報告書（その1及びその2）として取り纏める。同報告書は、JCCで報告するものとする。

<各成果毎>

プロジェクトの活動は第一フェーズで成果1から成果5まで開始され、第二フェーズ以降へ継続される計画である。詳しくは、配布資料に含まれる Tentative Plan of Operation (PO)

を参照のこと。

<成果1 関連>

(5) プロジェクト実施体制の構築

1) プロジェクト・オフィスの整備

プロジェクト・オフィスの候補地である CONALEP Celaya 校を確認し、プロジェクト・オフィス設置の決定及び執務環境の整備を行う。

2) モデル校及び CONALEP 中央の執務環境の整備

各モデル校及び CONALEP 中央において、プロジェクトの活動を実施するために必要な執務環境を確認し、必要に応じて整備を行う。

3) コア教員の選定

各モデル校においてメキシコ側が選定するコア教員候補者を確認し、コア教員の選定に対して助言を行う。

(6) 自動車産業界との連携体制の構築

1) 産学官連携体制の現状と課題の確認、対象州間の情報共有

対象3州の産学官連携体制の状況、活動内容、課題等を確認する。特に各州の自動車クラスターに関しては本プロジェクトと密接に連携する関係にあるため、機能、参加者、活動実績、活動計画等詳細を確認すると共に本プロジェクトとの協力関係を構築する。

各州の連携体制について、3州間で情報共有を行い、優良事例を相互に参考にしながら体制及び活動を強化できる環境づくりを行う。

2) モデル校の産学連携体制の現状と課題の確認、モデル校間の情報共有

モデル校の産学連携活動の状況、活動内容、課題等を確認する。特に本プロジェクトの協力対象である自動車関連産業界との連携活動については現在の機能、参加企業、活動実績、活動計画等詳細を確認し、本プロジェクトの実施体制を準備する。

各モデル校の連携活動について、モデル校間で情報共有を行い、優良事例を相互に参考にしながらプロジェクト活動を実施できる環境づくりを行う。

3) モデル校の連携委員会への自動車産業界の新設

各モデル校の産業界との連携委員会に自動車産業界部会を新設する。協力企業の選定に関しては、同自動車部会をベースに、カリキュラム作成、指導内容の改善、工場見学先や企業実習先の確保、就職先の確保等様々な連携活動を構築、強化していくことを踏まえ、日系自動車産業界の協力を得ることを重視し、かつ、将来に向けてできるだけ広範囲の協力関係が築けるように、拡張性、発展性のある体制を整備する。

(7) 活動計画の作成及び共有

ワークプランをベースに、CONALEP 中央、モデル校、連携委員会等を含めた活動計画を作成し、関係者間で共有する。

<成果2 関連>

(8) カリキュラム検討委員会の組成

本プロジェクトで作成する自動車製造コース及び自動車関連産業界向けテクニカルトラック（選択科目）の指導内容（カリキュラム、指導案、教材、評価ツールを合わせた Plan de Estudio）が自動車関連産業界の人材ニーズに合致したものであるかを評価し、内容を承認する機能として、自動車関連産業界の代表が参加するカリキュラム検討委員会を組成する。なお、委員会の構成は CONALEP 中央による共通カリキュラムの作成に対応して対象3州で一つの委員会を組成する。

同委員会は自動車製造コースのカリキュラム完成後も定期的にかリキュラムを見直し、変

化する産業界のニーズを機動的にカリキュラムへ反映させるために継続的に開催することを想定している。

なお、同委員会の組成にあたっては、カリキュラムを作成する CONALEP 中央だけでなくモデル校からも参加して産業界の要望事項が教育現場へフィードバックされる体制とすること。

(9) 自動車関連業界のニーズアセスメント

カリキュラム作成の準備作業として自動車関連産業界が求める人材の素養、知識、技能に関する詳細調査を実施する。詳細計画策定調査時の自動車産業人材ニーズ調査結果をベースに、カリキュラム、指導案及び教材の作成に必要なレベルへ細分化させた調査を行う。自動車関連産業の OEM、Tier1、Tier2 の各セグメントのニーズや日系企業を中心としつつ日系以外の外資企業、地元企業のニーズについても調査対象に含める。本調査は現地再委託で実施できるものとするが、調査結果の精度を専門家が確認できる方法で実施すること。また、現地再委託による調査に加えて、必要に応じて専門家による企業へのインタビューを追加し、企業のニーズを的確に抽出すること。

(10) 自動車製造コースの指導内容の作成準備

1) 現在のカリキュラム・指導内容のレビュー

ニーズアセスメントの結果を参考に、既存の教育コースのうちの自動車産業に関連したコースの指導内容（カリキュラム、指導案、教材、評価ツール）のレビューを行う。レビュー結果はカリキュラム検討委員会へ報告し、自動車製造コースのカリキュラム策定方針に関する意見を取りまとめる。

2) 職業能力基準の確定

自動車製造コースのカリキュラム作成の準備作業として、職業能力基準を作成する。原案を作成のうえ、CONALEP による承認を受ける。必要に応じてカリキュラム検討委員会へ報告し、委員会の意見を取り入れること。

(11) 自動車製造コースのカリキュラム・指導内容の作成

1) カリキュラムの作成

ニーズアセスメント結果及び既存のカリキュラム・指導内容のレビュー結果を基に、全体のコース内容をモジュール化して各モジュールのカリキュラムを作成する。モジュール毎に段階的に指導案、教材、評価ツールを作成できる構成とし、新たに自動車製造コース向けに作成する教育内容と既存の教育コースから取り入れるものを組み合わせ、効率的に指導案、教材、評価ツールの作成作業が進められるように留意すること。作成したカリキュラムはカリキュラム検討委員会で議論し、最終化する。

2) 指導案、教材、評価ツールの作成

作成されたカリキュラムに従い指導案、教材、評価ツールを作成する。モジュール毎に段階的に指導案、教材、評価ツールの案を作成し、カリキュラム検討委員会での議論を経て最終化し、CONALEP の承認を受けて完成させる。

(12) カリキュラム、指導案、教材、評価ツールの評価及び改訂

1) 評価ツール及び自動車関連企業による評価

作成されたカリキュラム、指導案、教材によりテクニカルトラック（選択科目）及び自動車製造コースの各モジュールの授業を実施した後、評価ツールを活用してモジュールの評価を行う。評価にあたっては自動車関連企業からの評価も取り入れる。カリキュラム、指導案、教材の評価は、(11) 及び (12) で実施するテクニカルトラック（選択科目）及び自動車製造コースの評価に合わせて、変化する自動車関連産業のニーズに

対応するため、セメスター毎に（6ヶ月毎に）実施する。

2) カリキュラム、指導案、教材、評価ツールの改訂

評価結果をもとに、カリキュラム、指導案、教材、評価ツールの改訂案を作成し、カリキュラム検討委員会での議論を経て最終化し、CONALEPの承認を受ける。

<成果3 関連>

(13) コア教員の育成

1) 研修計画の策定

自動車製造コースのモジュール毎の指導内容（指導案と教材）の作成にあわせて、コア教員に対する研修計画を作成する。計画策定にあたっては、モジュール指導内容の作成にあわせた段階的な研修により実践的な教育ができる能力を身に着けることを重視する。また、コア教員が自動車製造コースを担当する教員を育成する能力を身につけることにも留意した内容とする。コア教員が担当する通常業務との関係に十分留意し、また、3州のコア教員を1カ所に集めて研修することを想定しているため、実施時期と場所について十分な調整を行うこと。

コア教員及びコア教員が指導する自動車製造コース担当教員が身につける能力基準を設定して、プロジェクト期間中に各モジュールについて3回程度の研修を実施し、コア教員の知識、技能、習熟度を高める計画を作成し、研修の進捗と達成度を評価する。

2) コア教員の研修の実施

研修計画に従い、モジュール毎に研修を実施する。各モジュール研修の終了時に習熟度を評価し、不足するコア教員に対しては、計画された研修に加えて補講を実施し、コア教員の習熟度が目標能力基準以上となるように指導を行う。併せて、専門家不在時にも課題を設定し、専門家による研修と組み合わせた効果的な指導を行うこと、また、コア教員が自力で継続的に能力向上できる仕組み（例えば相互研修制度など）を作ること等研修効果を高める方策を実施する。

3) コア教員の習熟度評価

コア教員の自動車製造コースモジュールの授業を実施する能力及びこれらをモデル校教員へ指導する能力を確認するため、講義と実技の両面から習熟度の評価を行う。コア教員への研修に際しては必ず習熟度評価を実施する。また、テクニカルトラック（選択科目）及び自動車製造コース開始後は各モジュールの授業実施後等、定期的な習熟度評価を実施する。これらにより、コア教員の知識、技能の到達度を確認し、必要に応じて補講等の追加研修を計画する。

<成果4 関連>

(14) 自動車製造コース開設準備

1) コア教員によるモデル校教員の指導

テクニカルトラック（選択科目）及び自動車製造コース実施に向けて、モデル校においてコア教員による授業を担当する教員の指導を行う。自動車製造コースモジュールに関するコア教員への段階的な指導に対応させ、モデル校の教員指導も段階的に行う。

コア教員により研修計画を作成し、各モデル校において研修を実施する。各モジュールの研修終了時に習熟度評価を行い、必要に応じて補講により一定水準の知識、技能、習熟度へ到達できるようにする。

なお、モデル校教員の指導はコア教員が中心となりメキシコ側が実施することとし、専門家はコア教員を通じた助言、指導を行うことを想定している。

2) 実習機材の整備

自動車製造コース及びテクニカルトラック（選択科目）実施に必要な実習機材を整備する。対象となる機材は自動車製造コースのカリキュラムに従いカウンターパートとの

協議を通じて決定する。モデル校の既存の実習機材を確認し、活用できる機材と不足する機材を特定し、実習機材整備計画を策定する。既存機材の整備は必要に応じて修理、調整（キャリブレーション）等を実施し正確な作業ができる状態を確保する。新規に整備する機材の調達には JICA メキシコ事務所が実施するが、コンサルタントは仕様、数量の確定、契約交渉を含めた調達先の選定、据え付け、検収、保証求償等一連の調達手続きを支援すること。

3) 工場見学、企業実習、モニタリング等の計画策定

モデル校の連携委員会を通じて、自動車製造コースへ組み込む自動車関係企業との連携活動を準備する。特に産業界のニーズを教員と生徒が理解することを目的とした工場見学及び企業の製造現場で実践的な技能を習得することを目的とした企業実習は重要であり、受け入れ先となる協力企業を開拓して、実施に向けて企業との調整を行い、実施計画を策定する。また、企業実習に関しては生徒の実習内容及び技能習得状況をモニタリングすることが必要であり、その方法について検討し、作成する実施計画に含める。

(15) テクニカルトラックの実施

モデル校において、既存の自動車関連産業に関する教育コースの選択科目として自動車関連産業向けテクニカルトラックを実施する。実施後は内容の評価を行い、次回以降の内容改善に活用する。

(16) 自動車製造コースの実施

1) モデル校において自動車製造コースを開始する。

自動車製造コースの開設に関してはコア教員他メキシコ側が実施する。専門家はコースの全般の運営やコースの内容について助言を行う。

2) 工場見学、企業実習、モニタリング等の実施

各モデル校で実施する自動車製造コースの中で工場見学、企業実習等の企業連携活動を実施する。各活動の実施後は実施内容及び効果を評価し、モニタリング・評価結果を関係者が共有して次回以降の内容改善に活用する。

3) コースの評価

自動車製造コースの内容及び効果を評価する。3年間のコース実施の中でモジュール単位又はセメスター単位の評価を実施し、関係者が共有して翌年以降のコース内容の改善に活用する。全体の評価は3年次終了時点で行うこととし、卒業生の進路（就職状況、進学状況）及び採用した企業からの卒業生の評価も確認し、コースの評価に反映させる。

<成果5関連>

(17) 連携活動の拡大

1) 工場見学先、企業実習先の確保

モデル校の連携委員会の活動として自動車関連企業との協力体制を構築する。自動車製造コースの効果的な実施のためには、協力企業との間で、自動車製造コースのカリキュラム作成への協力、工場見学や企業実習受入れへの協力など、コースの準備及び実施に関する協力を広範囲に得ることが必要であり、協力企業の開拓及び関係構築を進める。特に、企業実習の受入先はそのまま卒業生が就職する先となることが多いため、協力企業の拡大を継続的に実施する。

2) 就職活動支援、採用活動支援

モデル校の連携委員会により、卒業生の就職と自動車関連企業の採用を支援する活動を行う。既存の自動車関連産業に関する教育コースの卒業生を含め、就職説明会や就職のための企業訪問等を実施する。これら活動を通じて、協力企業との連携強化と新たな協力企業の拡大を図る。

- (18) 連携活動の報告書作成及び対象州内の他の CONALEP への共有
モデル校の連携活動を6か月毎に報告書として取りまとめ、対象州の CONALEP へ共有する。

【第2フェーズ：2017年4月～2018年9月】

<共通事項>

- (1) ワークプラン（第2フェーズ）の合意

業務計画書（第2フェーズ）に基づき、第2フェーズの活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2フェーズ案）を作成し、メキシコ側関係者と協議、意見交換し、第2フェーズの活動内容をワークプランとして合意する。

- (2) カウンターパート研修（継続）

第1フェーズに継続してコア教員等を対象とした本邦における研修員受入事業を本業務に包括して実施する。第1フェーズと同様に、日本における自動車関連産業への就職を想定した技術者・技能者の育成等に関する知識を深めることにより、メキシコにおける技術移転の効果を一層高めることを目的としている。

カウンターパート研修については、コンサルタントの知見や経験に基づき、研修内容の提案を行うことができる。

- (3) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第2フェーズ契約の2018年3月及び終了時において、当該時期までのプロジェクト活動をプロジェクト業務進捗報告書（その3及びその4）として取り纏める。同報告書は、JCCで報告するものとする。

<成果2 関連>

- (4) カリキュラム、指導案、教材、評価ツールの評価及び改訂（継続）

- 1) 評価ツール及び自動車関連企業による評価

テクニカルトラック（選択科目）の実施及び自動車製造コースの開始後、 Semester 毎に（6ヶ月毎に）、カリキュラム、指導案、教材について、自動車関連企業からの評価を含めて、評価ツールによる評価を実施する。

- 2) カリキュラム、指導案、教材、評価ツールの改訂

評価結果をもとに、カリキュラム、指導案、教材、評価ツールの改訂案を作成し、カリキュラム検討委員会での議論を経て最終化し、CONALEPの承認を受ける。

<成果3 関連>

- (5) コア教員の育成（継続）

- 1) コア教員の研修の実施

研修計画に従い、コア教員への研修を継続する。研修実施、習熟度評価、補講の実施、専門家不在時の課題を設定、継続的な能力向上の仕組み等、第1フェーズから継続して取り組む。

- 2) コア教員の習熟度評価

第1フェーズから継続して、コア教員への研修終了時と自動車製造コースの Semester 一終了時及び既存の教育コースでのテクニカルトラック（選択科目）実施時に、実技の両面から習熟度の評価を行う。必要に応じて補講等の追加研修を計画する。

<成果4 関連>

(6) コア教員によるモデル校教員の指導（継続）

第1フェーズから継続して、モデル校におけるコア教員による授業を担当する教員の指導を、研修計画に従い、モジュール毎の段階的に実施する。

(7) テクニカルトラックの実施（継続）

第1フェーズから継続して、モデル校において、既存の教育コースのテクニカルトラック（選択科目）を実施する。実施後は内容の評価を行い、次回以降の内容改善に活用する。

(8) 自動車製造コースの実施（継続）

1) モデル校において自動車製造コースを実施する。

第1フェーズから継続して自動車製造コースを実施する。

2) 工場見学、企業実習、モニタリング等の実施

工場見学及び企業実習等の企業連携活動を継続し、実施内容及び効果を評価し、モニタリング・評価結果を関係者がその結果を共有して次回以降の内容改善に活用する。

3) コースの評価

自動車製造コースの内容及び効果を評価する。コースのモジュール単位又は Semester 単位の評価を実施し、関係者が共有して翌年以降のコース内容の改善に活用する。

<成果5 関連>

(9) 連携活動の拡大（継続）

1) 工場見学先、企業実習先の拡大

第1フェーズから継続して自動車関連企業との協力体制を拡大させる。

2) 就職活動支援、採用活動支援

第1フェーズから継続して卒業生の就職と自動車関連企業の採用を支援する活動を拡大させる。

(10) 連携活動の報告書作成及び対象州内の他の CONALEP への共有

モデル校の連携活動を6か月毎に報告書として取りまとめ、対象州の CONALEP へ共有する。

【第3フェーズ：2018年10月～2019年12月】

<共通事項>

(1) ワークプラン（第3フェーズ）の合意

業務計画書（第3フェーズ）に基づき、第3フェーズの活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第3フェーズ案）を作成し、メキシコ側関係者と協議、意見交換し、第3フェーズの活動内容をワークプランとして合意する。

(2) エンドライン調査

本プロジェクトの成果やインパクトを評価するために必要な基礎情報を収集し、ベースライン調査結果との比較も踏まえて分析を行い、プロジェクトの達成情報を評価する資料を作成する。自動車製造コースの内容（指導内容、教員の能力、実習機材等）への自動車関連産業からの評価、自動車関連産業との連携活動、入学生の履修状況、卒業生の就職状況、就職先企業による卒業生の評価等、プロジェクトの指標を含む関連情報を収集、分析するし、本プロジェクトのメキシコ産業界に対する貢献を確認する。なお、調査対象として既存の教育コースへ導入したテクニカルトラック（選択科目）に関しても、可能な範囲で調査に含め、内容、効果等を確認する。

(3) プロジェクト成果やインパクトの広報

本プロジェクトで実施した自動車関連産業向け人材育成に関する、教育内容の改善、産業界との連携活動、卒業生の資質の変化、能力の向上等について、成果として取りまとめ、メキシコ国内において情報発信等の広報活動を実施する。

(4) プロジェクト業務進捗報告書及びプロジェクト業務完了報告書の作成

第3フェーズ契約の2019年3月及び終了時において、当該時期までのプロジェクト活動をプロジェクト業務進捗報告書(その5)及びプロジェクト業務完了報告書として取り纏める。同報告書は、JGCで報告するものとする。

<成果2 関連>

(5) カリキュラムの評価及び改訂(継続)

1) 評価ツール及び自動車関連企業による評価

テクニカルトラック(選択科目)の実施及び自動車製造コースの開始後、セメスター毎に(6ヶ月毎に)、カリキュラム、指導案、教材について、自動車関連企業からの評価を含めて、評価ツールによる評価を実施する。

2) カリキュラム、指導案、教材、評価ツールの改訂

評価結果をもとに、カリキュラム、指導案、教材、評価ツールの改訂案を作成し、カリキュラム検討委員会での議論を経て最終化し、CONALEPの承認を受ける。

<成果3 関連>

(6) コア教員の育成(継続)

1) コア教員の研修の実施

研修計画に従い、コア教員への研修を継続する。研修実施、習熟度評価、補講の実施、専門家不在時の課を設定、継続的な能力向上の仕組み等、第2フェーズから継続して取り組む。

2) コア教員の習熟度評価

第2フェーズから継続して、コア教員への研修終了時と自動車製造コースのセメスター終了時及び既存の教育コースでのテクニカルトラック(選択科目)実施時に、実技の両面から習熟度の評価を行う。必要に応じて補講等の追加研修を計画する。

<成果4 関連>

(7) コア教員によるモデル校教員の指導(継続)

第2フェーズから継続して、モデル校におけるコア教員による授業を担当する教員の指導を、研修計画に従い、モジュール毎の段階的に実施する。

(8) テクニカルトラックの実施(継続)

第2フェーズから継続して、モデル校において、既存の教育コースのテクニカルトラック(選択科目)を実施する。実施後は内容の評価を行い、次回以降の内容改善に活用する。

(9) 自動車製造コースの実施(継続)

1) モデル校において自動車製造コースを実施する。

第2フェーズから継続して自動車製造コースを実施する。

2) 工場見学、企業実習、モニタリング等の実施

工場見学及び企業実習等の企業連携活動を継続し、実施内容及び効果を評価し、モニタリング・評価結果を関係者が共有して次回以降の内容改善に活用する。特に、企業実習に関しては、自動車製造コース第一期生の第三年次にあたり、就職に直結する時期で

あるため、受入れ企業側との間で実施にかかる調整を十分に行うこと。

3) コースの評価

自動車製造コースの内容及び効果を評価する。コースのモジュール単位又はセメスター単位の評価を実施し、関係者が共有して翌年以降のコース内容の改善に活用する。

コース3年次終了後は全体の評価を行い、卒業生の進路（就職状況、進学状況）及び採用した企業からの卒業生の評価も確認し、コースの評価に反映させて、翌年以降のコース内容の改善に活用する。

<成果5 関連>

(10) 連携活動の拡大（継続）

1) 工場見学先、企業実習先の拡大

第2フェーズから継続して自動車関連企業との協力体制を拡大させる。特に、企業実習に関しては、自動車製造コース第一期生の第三年次にあたり、生徒の実習先が就職先となり得る時期であるため、受入れ企業の拡大に努め、生徒の実習先に不足がないように留意すること。

2) 就職活動支援、採用活動支援

第2フェーズから継続して卒業生の就職と自動車関連企業の採用を支援する活動を拡大させる。

(11) 対象州内への拡大の準備

1) 連携活動の報告書作成及び他の CONALEP への共有（継続）

モデル校の連携活動を6か月毎に報告書として取りまとめ、対象州の CONALEP へ共有する。

2) 対象州内への拡大計画の策定

モデル校での自動車製造コース開設準備及び実施の経験を踏まえ、プロジェクト終了後にメキシコ側が単独で自動車製造コースを対象州内へ拡大していく計画を策定する。既存の教育コースへのテクニカルトラック（選択科目）として導入することも含めて検討する。

3) コア教員による教員指導計画の策定

対象州内への自動車製造コース及びテクニカルトラック（選択科目）の拡大計画に従い、コア教員による、これら授業を担当する教員の指導計画を策定する。

4) 自動車製造コース普及マテリアルの作成と他の CONALEP への共有

プロジェクトで作成した自動車製造コースの指導内容(カリキュラム、指導案、教材、評価シート)、指導教員の育成方法、自動車関連産業との連携活動等を普及マテリアルとして取りまとめ、対象州内のモデル校以外の CONALEP へ共有する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1フェーズはプロジェクト事業進捗報告書（その1）（中間成果品）及び同（その2）、第2フェーズは同（その3）（中間成果品）及び同（その4）、第3フェーズは同（その5）（中間成果品）及びプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1フェーズ	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10日以内	和文：3部 CD-ROM(和文)
	ワーク・プラン (Monitoring Sheet I & II “Ver. 1を含む)	業務開始から 3か月以内	和文：3部 西文：20部 (先方へ18部) CD-ROM(和文・西文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (その1)	2016年3月	和文：3部 西文：20部 (先方へ18部) CD-ROM(和文・西文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (その2)	第1フェーズ 契約終了時	和文：3部 西文：20部 (先方へ18部) CD-ROM(和文・西文)
第2フェーズ	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10日以内	和文：3部 CD-ROM(和文)
	ワークプラン	業務開始から 約1ヵ月後	和文：3部 西文：20部 (先方へ18部) CD-ROM(和文・西文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (その3)	2018年3月	和文：3部 西文：20部 (先方へ18部) CD-ROM(和文・西文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (その4)	第2フェーズ 契約終了時	和文：3部 西文：20部 (先方へ18部) CD-ROM(和文・西文)
第3フェーズ	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10日以内	和文：3部 CD-ROM(和文)
	ワークプラン	業務開始から 約1ヵ月後	和文：3部 西文：20部 (先方へ18部) CD-ROM(和文・西文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (その5)	2019年3月	和文：3部 西文：20部 (先方へ18部) CD-ROM(和文・西文)
	プロジェクト業務完了報告書	第3フェーズ 契約終了時	和文：5部 西文：20部 (先方へ18部) CD-ROM(和文・西文)

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）

- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画
- h) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度 (中間評価・終了時評価結果の概要等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料 (和文版に添付する資料は英文でも構わない。)

- ① PDM (最新版、変遷経緯)、Monitoring sheet
 - ② 業務フローチャート
 - ③ 詳細活動計画 (WBS等を活用)
 - ④ 専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
 - ⑤ 研修員受入れ実績
 - ⑥ 供与機材・携行機材実績 (引渡しリスト含む)
 - ⑦ 合同調整委員会議事録等
 - ⑧ その他活動実績
- 注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントがカウンターパートと共に作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの成果品を作成した時期を含むプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 自動車製造コースの指導内容 (カリキュラム、指導概要、指導案、教材、評価シート)
- イ コア教員及びモデル校教員の能力基準と習熟度評価結果
- ウ 自動車関連産業との連携委員会の活動報告書
- エ 自動車製造コースの普及マテリアル
- オ 広報資料

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2015年7月に開始し、以下の3つの期間に分けて実施することにより、約54ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1フェーズ：2015年7月～2017年3月
- (2) 第2フェーズ：2017年4月～2018年9月
- (3) 第3フェーズ：2018年10月～2019年12月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1フェーズ 約63.35M/M
(全体) 約116.60M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案すること。特に、c、d、eについては自動車関連産業界の人材ニーズを踏まえた実践的な技術教育を実施することができる能力と経験を備えた人材が望ましい。これら団員の担当業務は「第2 5. (1)」に記載した自動車製造コースの教育内容との関係では以下のように整理している。

自動車製造コースの内容	担当団員
①「ものづくり」の精神	c) 5S・カイゼン団員
②汎用的管理技術	カイゼン c) 5S・カイゼン団員
	品質管理 d) 品質管理団員
③要素技術の基礎	e) 製造技術団員

なお、本業務は西語で実施する必要があるため、下記(3)のとおり日本語-西語又は英語-西語通訳を現地備上することを認めるが、本業務従事者が西語でコミュニケーションできることが望ましい。

また、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加又は統合・分離が必要と考えられる場合には、明確な理由とともにプロポーザルにおいて提案すること。

- a) 総括/自動車産業技術教育（2号）
- b) 自動車産業連携（3号）
- c) 5S・カイゼン（3号）
- d) 品質管理（3号）（語学力・対象国経験を評価せず）
- e) 製造技術
- f) カリキュラム開発
- g) コース開設
- h) 業務調整/自動車産業連携補助

(3) 通訳

必要に応じて日本語-西語又は英語-西語の通訳を現地備上することを認める。

3. 相手国の便宜供与

2015年5月28日に署名されたR/Dに基づく。

4. 配布資料

本業務に関する以下の資料を配布する。

- ア 本プロジェクトの R/D
- イ 本プロジェクトの詳細計画策定調査資料
- ウ プラスチック成型技術人材育成プロジェクト終了時評価調査報告書
- エ 自動車産業基盤強化プロジェクト資料

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) ベースライン調査
- (2) 自動車関連業界のニーズ調査
- (3) エンドライン調査

上記以外に業務の効率、精度、質等の向上のため、現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。なお、提案する現地再委託については、必要な経費を見積に含めること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA メキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 複数年度契約

本業務においては、各フェーズ契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(4) 部分払

本業務においては、プロジェクト業務進捗報告書を中間成果品として、部分払を認めることとする。

以上

